

【答申の概要】 諮問第193号 特定の事業者に対して交付されなくなったと報道された国庫補助金に関する関係団体のやりとりに係る文書等の部分開示決定に対する異議申立て

件名	特定の事業者に対して交付されなくなったと報道された国庫補助金に関する関係団体のやりとりに係る文書等の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	特定の補助金に係る国、実施機関及び特定の一部事務組合の間で取り交わされた文書
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）
実施機関	静岡県知事
諮問期日	平成26年10月15日
主な論点	対象公文書に記録されている情報が、職務の遂行に係る情報に該当すると認められると同時に、関係職員に分任された職務の遂行に係る情報ではない性質をも帯有している場合の個人情報該当性

審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

審査会の判断

当審査会は、実施機関が本件処分で特定した公文書のうち、本件非開示部分を含んだ別表（略）記載の74件の公文書（以下「本件対象公文書」という。）について見分の上、審査した結果、以下のよう判断する。

1 本件対象公文書について

静岡県くらし・環境部水利用課（以下「事務担当課」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等に基づき、法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項）として、厚生労働省が所管する水道水源開発等施設整備費国庫補助金に係る交付申請の受理、申請に係る書類の審査などの事務を行っていた。

この水道水源開発等施設整備費国庫補助金のうち、本件に係る開示請求がなされた時期に事務担当課の職員の不適切な事務処理によって交付されないこととなったと報道されたのは、特定の一部事務組合（地方自治法第284条第1項）が申請した水道広域化施設整備費（以下「本件補助金」という。）であり、本件対象公文書は、本件補助金に係る国、実施機関及び特定の一部事務組合の間で取り交わされた文書である。

なお、本件補助金に係る不適切な事務処理を理由として、事務担当課の職員らが懲戒処分等を受けている。

2 懲戒処分等の公表基準について

実施機関では、職員の非違行為等を防止するとともに、懲戒処分の透明性を確保し、もって県政に対する信頼を回復するために、「懲戒処分の基準」（平成23年3月23日付け職人第231号経営管理部長通知）を制定し、同通知の第3において、懲戒処分等の公表基準（以下「公表基準」という。）を定めている。

公表基準によれば、公表の対象となるのは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）で、公表する内容は、①処分年月日、②処分量定、③事件概要並びに④被処分者の部局、本庁・出先の別、職位、年齢及び性別とされており、懲戒免職となった場合又は刑事事件等で既に氏名が報道機関等で公になっている場合には、これに加えて、⑤被処分者の氏名も公表することとされている。

また、懲戒処分に至らない軽微な職務上の義務違反などを行った職員に対し、将来の行動を戒め、あるいは注意を喚起するために行われる訓告や口頭注意などの服務監督上の処分については、職務上の非違行為で刑事事件となっている場合等、社会的影響が大きいと判断される事案について管理監督者に対して行ったときは、その内容を公表することとされている。

3 本件懲戒処分等の公表状況について

実施機関は、本件懲戒処分等について、平成26年9月3日付け記者提供資料「県職員（知事部局）の懲戒処分」を県公式ホームページ上で公表しており、現在でも閲覧可能な状態にある。

なお、本件は、懲戒免職となった場合でも刑事事件等で既に氏名が報道機関等で公になっている場合でもないことから、懲戒処分については(2)で挙げた①から④までの情報、服務監督上の処分については対象者の役職及び量定が当該ホームページで公表されているが、いずれについても氏名は公表されていない。

4 非開示情報該当性について

実施機関は、本件非開示部分が条例第7条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないとしているところ、異議申立人は、特定の個人が識別できる情報であることは是認するが、同号ただし書のいずれにも該当しないとの主張は認め難いとしていることから、以下、この点について検討する。

(1) 第7条第2号本文該当性

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については非開示情報とし、同号ただし書のいずれかに該当する場合には開示すべきことを規定している。

なお、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」としているのは、個人情報保護の観点から、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非開示情報とする趣旨である。

本件対象公文書は、事務担当課の職員が起案・供覧した文書や、関係団体との間で送受信した電子メールで、起案者、送信者等の氏名が記載され、他の情報と照合するまでもなく特定の個人を識別することができることから、それぞれの文書ごとに全体が条例第7条第2号本文前段に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書ウ該当性

本件対象公文書に記録されている情報についてみると、一面として、本件補助金に関して事務担当課の職員が起案・供覧したり、電子メールを送受信した事実としての性質があり、その限りにおいて職務の遂行に係る情報に該当すると認められる。

他面、本件懲戒処分等に係る処分事由が、本件補助金の申請事務手続において公文書を改ざんしたり事務処理を放置したりしたことであり、本件対象公文書は、本件懲戒処分等の処分事由とされた行為により作成されたり、当該行為に係るやりとりなどに伴い保有することとなったものであることから、そこに記録されているのは、懲戒処分等の処分事由そのものに関する

情報であって、関係職員に分任された職務の遂行に係る情報ではない性質をも帯有しているといえる。

そもそも、条例第7条第2号ただし書ウの趣旨は、公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されている公文書を開示して実施機関の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという要請と、公務員等についても個人としての権利利益を十分に保護する必要があるという要請との両者の調和を図る観点から、当該公務員等に分任された職務の遂行に係る情報を開示することであるから、上記の二面性を有する本件対象公文書については、職務遂行に係る情報である性質の限りにおいて条例第7条第2号ただし書ウが適用されるものの、当該職員の懲戒処分等の処分事由そのものに関する情報である面を考慮し、個人の権利利益を害することとなるような情報について非開示とすることが許容されるものと解される。したがって、条例第7条第2号ただし書ウには該当せず、非開示とすることが妥当である。

(3) 条例第7条第2号ただし書ア該当性

異議申立人は、本件非開示部分は職員録や職員の出張旅費情報のホームページ上での公表などの情報提供制度によって確認できるため、条例第7条第2号ただし書アに該当する旨の主張をしているが、それらの情報提供制度等で公表されているのは、特定の年度に特定の所属に在籍していた事実や特定日に特定の用務で特定の場所に出張をした事実などである。

また、異議申立人は、いわゆるモザイクアプローチによって個人が識別される情報も条例第7条第2号ただし書アに該当すると主張するが、モザイクアプローチとは他の情報と照合することにより特定の個人を識別する手法をいうもので、モザイクアプローチによって識別可能な場合には、これを個人識別情報として非開示とするのが条例第7条第2号本文の趣旨であるから、これと異なる異議申立人の主張は採用することができない。

そして、イで述べたとおり、本件対象公文書に記載されているのは、懲戒処分等の対象事実そのものに関する情報としての性質をも帯有しているといえるところ、本件懲戒処分等については、公表基準に基づき県公式ホームページ上で公開され、新聞などでも報道されているが、本件非開示部分については公表されておらず、他に懲戒処分等の対象者の氏名を公にすべきことを定める法令や公にするとの慣行は存在しない。

したがって、条例第7条第2号ただし書アに該当せず、非開示とすることが妥当である。

(4) 条例第7条第2号ただし書イ該当性

本件懲戒処分等の対象者であるとの情報である本件非開示部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる事情もうかがえないため、条例第7条第2号ただし書イにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

(5) 条例第8条第2項の部分開示の可否

本件非開示部分は、それぞれ当該個人について、条例第8条第2項の個人識別部分であるので、部分開示の対象とならない。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、当審査会の諮問第166号に係る答申を援用し、「異議申立人が既に退職した固有の役職にあった県職員の氏名の開示を求めたことに対して「当該前空港建設事務所長に当たる氏名は、静岡県職員録等によっても容易に判別できると認められる。したがって、当該氏名は、条

例第7条第2号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認められ、開示すべきである。」との見解が既に示されている」ことから、本件非開示部分を開示すべきだとしている。

しかしながら、異議申立人が当該諮問事案に係る答申から引用しているのは、開示請求の対象となった公文書中の他の箇所、当該退職職員の県職員当時の職及び氏名が公務員の職務遂行情報として開示されており、それが特定の所属の前所長のものであることが容易に判別できることから、当該氏名を非開示とする実質的な利益が失われていたという事情を考慮したものであり、上記答申は県職員の氏名が職員録等で公表されていることをもってただちに開示請求の対象とされた公文書中の個人の氏名を開示すべきだと判断したものではない。

異議申立人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。